

4. 考察

当財団では、これまで日本の中央競技団体について継続的に調査を実施してきた。これにより得られた知見と、本調査結果の比較の観点から、日米の競技団体が置かれた制度環境の違い、そしてその影響について示しておきたい。

1) 法人制度について

調査結果の1章でも指摘したとおり、米国では、公益的な活動を行う法人の法人格は多様である。加えて、州により法制が異なるので、多様性は極めて高い。Form 990は、この多様な法人に対して、内国歳入法第501条(c)項(3)号等によって統一的な税制上の優遇が措置・認可されていることを背景として存在している。すなわち、法人格がどのようなものであれ、公益性のある…すなわちパブリック・サポート・テストに叶う団体であれば法人税非課税と寄付税制上の優遇が適用される。

念のために言えば、パブリック・サポート・テストとは、監督機関が団体の公益性を全般的に判定するという性格のものでは必ずしもないと言えるだろう。もちろん内国歳入庁はこの判定を行うが、目的は税務上の適格要件の確認に限られ、その前提として、パブリック・サポート・テストという要件を満たすことが求められる。主な判定基準は、総収入の3分の1以上が、寄付や助成金などの支援金であるというものである。

法人の事業が成功し、スポーツ団体で言えば、たとえば競技会開催で多額の放送権料を得るような場合には、その収入の使途がたとえ公益的なものであっても、この基準による公益性の認定が難しくなる。現行の判定制度では、上記に加え、支援金割合が低くても適格団体として認めるための基準が別途設けられている。

これに対して日本では、税制上の優遇措置を得るためには、特定の法人格を取得する必要がある。該当する法人格を取得した団体は、上の表現を繰り返すなら、全般的な意味での公益性を認められ、対外的に表示できるという利点がある。一方、非営利・公益的な活動を行う、行おうとする団体にとって、法人格の選択余地が小さいことも否めないように思われる。

日米のこのような違いについて、どちらが優れているのかという検討は、あまり建設的なものにはならないのだろう。両国の法人制度の違いが、公益団体の非課税認定制度の違いに反映されていると考えるのが妥当であると思われる。あえて付言するなら、選択できる法人格が多様であるという点は、米国のほうが優れているように思われる。

この理由は2つある。第一は、法人格の多様化がこれまでも進んできたし、今後も進むと思われる点である。たとえば、現在の日本の合同会社、匿名事業組合は、米国のLLC(Limited Liability Company)およびLLP(Limited Liability Partnership)を真似たものである。株式公開会社だけを見ると、法人制度は株式会社に世界的に収斂していくように思える。事実、ある程度はそうなのだが、一方で、LLCやLLPのような法人格が生まれ、事業活動主体として重要になると、国際的な制度統一の観点から、米国以外の国でもこのような法人格を認めていくことになる。ハーモナイゼーションそのものが多様性を持っているということである。どのような法人格が生まれても、その法人格において公益性を追求・実現していけるような制度であれば、法人格の言わば進化に対応・

適応していくことができるのではないか。

第二は、日本では税制上優遇される団体の法人格が限られることにより、ガバナンス等、内部制度設計の自由度が低いという点である。いわゆる資産家が公益的な活動に熱心になりにくい制度であると言えるのではないか。

2) 情報開示の統一性

Form 990 の特徴のひとつは、すべての非課税団体（本報告書の関心の範囲では、すべての競技団体）の決算等の資料が、同じ科目、同じ様式で作成されているという点である。各競技団体が開示している資料には、たとえば年次報告書があるだろう。これについては、各団体の様式が同じと言うことはない。重要なのは、開示されている資料の中に、様式が統一されたものがあるという点である。

日本でも、公益法人は、正味財産増減計算書などを開示している。しかしそこに記載されている会計科目は統一されていない。また内閣府に提出されている報告は、請求すれば見ることができるのだろうが、一般に開示されていないものもある。その中には、統一的な書式で作成されたものもあるのかもしれないが、一言でいえば「見てみないとわからない」し、少なくとも会計科目は統一されていないはずである。当財団が実施してきた「中央競技団体现況調査」でも、会計科目が統一されていないために、支出は事業費と管理費という区分でしか集計できない。これは実態としては、法人会計と事業会計（公益目的事業会計および収益事業等会計）を区分しているのと、ほとんど変わらない。つまり、比較分析の情報を集計することができない。

言うまでもなく、書式が統一されていれば、各団体を比較することができる。現在の日本では、複数の団体を比較することが難しい。比較できることは、ガバナンス、とくに社会からの監視という観点から重要であると思われるのだが、日本ではそれができない、あるいは困難だということである。なお念のために言えば、米国の競技団体の支出科目で最大のものは「その他」である。Form 990 の統一書式でも、支出を詳細にとらえることはできていない。

3) 情報開示の範囲

Form 990 で驚くのは、役員の年俸が、個人名とともに開示されているという点である。また解説の項でも述べたとおり、団体と役員・幹部、あるいはその家族、所有する会社などとの間の取引や資金移動の有無が開示されている。

この書式が税務上の目的で作成されていることを考えるなら、取り上げられている項目そのものは、妥当であろう。しかし、それが情報として公開されている点は、日本の慣行とは異なるものである。公開されるべきかどうかについては、意見の分かれるところであろう。税務上の情報は税務当局が把握すればよいというのが日本的な考えであるものと思われる。

とはいえ、税務当局は、人手も限られる。おそらく、すべての法人の取引や資金移動について、綿密な監視をすることが難しい。たとえ問題があっても、それを指摘され是正を命ぜられる団体は、すべてではない。罰則があることによって、適正でない取引等を予防抑止しているのだが、米国の

ように団体の自己責任に基づいて情報が公開されれば、抑止効果はより高まるはずである。

抑止効果とあわせて、あるいはそれ以上に重要なのは、このような情報公開の結果として、税務上の公開情報が、ガバナンス上の役割を果たしているという点であろう。換言すれば、Form 990による情報公開は、税務上の適格性の開示にとどまらず、より広く、団体のガバナンスを目的とするものになっているのである。

参考文献

米国内国歳入庁 Internal Revenue Service Data Book 2015

企業税制研究所「アメリカにおける非営利事業体税制」2005年12月20日

文部科学省「スポーツ政策調査研究（ガバナンスに関する調査研究）」（2012）

笹川スポーツ財団「中央競技団体现況調査2014」2015年3月